

基発0508第3号
平成29年5月8日

登録適合性証明機関の長 殿

厚生労働省労働基準局長

ボイラーの自動制御装置の認定制度について

標記について、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第25条第2項に基づく労働基準監督署長による自動制御装置の認定を適切に実施するため、別添のとおり、「適合自動制御装置の認定実施要領」を定めましたので、適合性証明業務の参考としてください。